別記参考様式

　　　年　　　　月　　　日

犬猫等健康安全計画

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住所〒

電話番号

登録番号および施設名称

施設所在地

施設電話番号

犬猫等の繁殖を行うかどうか　　　　　□繁殖を行う　　　　　　□繁殖を行わない

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 計画の内容（あてはまるものにチェック） |
| 1　幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備 | ①　事業所における幼齢の犬猫の管理体制  □　管理担当者　　　　　　　　　が、健康状態について毎日　　　　回確認を行う。  □　健康状態を記録するための個体毎の台帳を備え付ける。  ②　獣医師等との連携  □　　　　　　　　　　　　動物病院をかかりつけの獣医師としている。  □　　　　　　　　　　　獣医師が週　　　　回診察・健康診断を行う。 |
| 2　販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い | ①　譲渡先・飼養施設等の確保  □　専用の飼養スペースを設けている。  □　従業員及び関係者等の譲渡先を確保している。  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ②　需給調整等  □　系列店舗・近隣店舗（　　　　　　　　　　　　　　　　）と連携する。  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 3　幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法 | ①　飼養・保管方法  □　生後　　　　　　　　日までの間は親兄弟等と飼養し、離乳等を終えた動物を販売に供する。  □　疾病に罹患した場合には、個体毎に隔離し、獣医師の診療を受ける。  □　１日１回以上清掃、週　　　　　　　　回以上消毒を行う。  □　一定の運動等の時間を設け、繁殖犬ついては運動のため、  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　している。  □　獣医師が判断する適切な時期にワクチン接種を行う。  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ②　繁殖方法  □　繁殖に供する期間は　　　　　歳までとし、年間複数回繁殖に供する場合には、獣医師の判断を仰ぐ。  □　遺伝性疾患等の問題を生じさせる可能性の高い組み合わせによる繁殖は行わない。  □　出産後、一定期間経過後に幼齢個体について獣医師の診察を受ける。  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ③　展示方法  □　夜　　　　　時～朝　　　　　時までの展示は行わない。  □　　　　　　　時間以上連続した展示は行わない。展示時間中も適宜休憩させる。  □　毎日健康状態を確認し、異常が認められた場合には展示を行わない。  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

この書類の大きさは、日本工業規格A4とすること。